

千葉県どこでもこどもカフェ事業実施要綱

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 運営（第7条～第13条）
- 第3章 市の支援（第14条～第18条）
- 第4章 補則（第19条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、家庭でも学校でもない第三の居場所として、こどもが気軽に立ち寄り、信頼できる大人が見守る中で異年齢のこどもと一緒に遊び、学べるこどもの居場所の運営を支援するどこでもこどもカフェ事業の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）どこでもこどもカフェ 千葉市内において、こどもが気軽に立ち寄り、信頼できる大人が見守る中で異年齢のこどもと一緒に遊び、学べる居場所であって、第14条に定める登録団体が運営するものをいう。
- （2）団体 2人以上の者が共同の目的を達成するために結合した集団をいい、法人格を有することを要しない。
- （3）カフェアドバイザー こどもの居場所の運営に関する十分な経験と知識を有する者であって、どこでもこどもカフェの立ち上げから運営に際し支援を行う者。

（事業内容）

第3条 どこでもこどもカフェは、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）こどもの居場所としての遊びと学びの提供
- （2）信頼できる身近な相談相手（信頼できる大人）の提供
- （3）支援や見守りが必要なこどもへの気づきとセーフティネットへのつなぎ
- （4）地域住民とこどもの相互に顔が分かる関係性の構築

（利用者）

第4条 利用者は、18歳程度までのこども（小学校就学前の者にあつては、保護者が同伴する者に限る。）とする。

（利用料金）

第5条 利用料は、原則無料とする。ただし、第7条に定める運営主体（以下「運営主体」という。）は、保護者の同意を得て、原材料費等の実費を超えない範囲で利用料を徴収することができる。

（開催日及び開催時間）

第6条 運営主体は、どこでもこどもカフェを、年末年始を除く平日及び土日祝日のうちから、月1回以上を原則として定期的に開催するものとする。

- 2 運営主体は、どこでもこどもカフェを、1日につき2時間以上を原則として開催するものとする。
- 3 運営主体は、第1項及び第2項について、地域の状況等を考慮し、どこでもこどもカフェごとに定めるものとする。
- 4 運営主体は、どこでもこどもカフェの開催日及び開催時間について、近隣の学校等へのチラシ配布等により、周知に努めるものとする。

第2章 運営

(運営主体)

第7条 運営主体は、次の各号に掲げる要件をすべて満たした団体とする。

- (1) 代表者又は責任者が明確であること。
- (2) 活動の実施にあたり、十分な体制があること。
- (3) 政治、宗教及び特定の思想普及を目的とした団体ではないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の統制下にある団体ではないこと。
- (5) 地域に受け入れられる団体であること。

(開催場所)

第8条 開催場所は、公共施設並びに町内自治会集会所及び空き店舗等の地域の既存施設等を活用し、運営主体が確保するものとする。

- 2 運営主体は、こどもたちが安心して過ごせるよう、地域に開かれ、衛生的で安全な環境の確保に努めるものとする。

(人員配置)

第9条 運営主体は、開催に際して、1か所当たり2人以上のスタッフを配置するものとする。

- 2 前項に規定するスタッフのうち1人は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 保育士の資格を有する者
 - (2) 教育職員免許法（昭和24年法律第147条）第4条に規定する免許状を有する者
 - (3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第43条に規定する児童指導員の資格を有する者
 - (4) 文部科学省のスクールカウンセラー等活用事業実施要領に定義されるスクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者
 - (5) 子どもナビゲーター
 - (6) 民生委員、児童委員、青少年育成委員会委員又は青少年相談員
 - (7) 次のいずれかに該当する団体において、こどもの健全育成、見守り等に関する活動経験を1年以上かつ10回以上有する者
 - ア 地域運営委員会、町内自治会、子ども会、社会福祉協議会地区部会等の地域活動団体
 - イ 子ども交流館、プレーパーク、子ども食堂、アフタースクール、放課後子ども教室、子

どもルーム、フリースクール等のこどもの居場所や、子育て支援館、子育てリラックス館、地域子育て支援センター等のこどもに関わる施設を運営する団体
(8) 市が主催するこどもの居場所に関する公開講座を受講した者

(平等の原則)

第10条 運営主体は、利用者の国籍、信条又は社会的身分等に関わらず、平等に取り扱うものとする。

(虐待等の禁止)

第11条 運営主体のスタッフは、利用者に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

(保険の加入)

第12条 運営主体又はそのスタッフは、開催に際して、損害賠償責任事故及び傷害事故に対応するための保険に加入することとする。

(関係機関との連携)

第13条 運営主体は、学校、保健福祉センター、児童相談所等の関係機関と密接に連携して、事業を実施するものとする。

第3章 市の支援

(団体登録)

第14条 第3条から前条に規定する事項を満たす運営主体は、市長にどこでもこどもカフェ登録を申請することができる。

2 前項の規定により登録を申請しようとするときは、千葉市どこでもこどもカフェ登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書（様式第1号の2）

(2) 収支予算書（様式第1号の3）

(3) 定款又は規約等

(4) 役員名簿

(5) 保険証券の写し

(6) その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該運営主体の活動の趣旨等を勘案した上で登録の承認又は不承認の決定を行い、千葉市どこでもこどもカフェ登録承認・不承認通知書（様式第2号）により、速やかにその結果を通知し、登録を承認した運営主体（以下「登録団体」という。）に対して、千葉市どこでもこどもカフェ登録証（様式第3号）を交付するものとする。

4 登録団体の登録期間は、登録日から登録日の属する年度の翌年度の末日までとする。

5 前項に規定する登録期間の満了の日後も引き続き登録を受けようとする登録団体は、改めて

申請を行うものとし、その申請は、登録期間の満了の日の1か月前から受け付けるものとする。

6 市長は、第3項の規定により登録を承認した登録団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。この場合、千葉県どこでもこどもカフェ登録取消通知書（様式第4号）により当該団体に通知するものとする。

- (1) 第2項の申請に虚偽があったとき。
- (2) どこでもこどもカフェの運営に適正を欠くと判断したとき。
- (3) どこでもこどもカフェの開催場所が確保できなくなったとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

7 前項の規定による通知を受けた登録団体は、速やかに千葉県どこでもこどもカフェ登録証を市長に返還するものとする。

8 登録団体は、その登録内容を変更しようとするとき、又は休止若しくは廃止しようとするときは、千葉県どこでもこどもカフェ変更（休止・廃止）届出書（様式第5号）を提出するものとする。

（市の支援）

第15条 市は、どこでもこどもカフェの適正かつ円滑な運営を確保するため、登録団体に対し次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 運営に要する経費の一部を補助すること。
- (2) カフェアドバイザーを派遣すること。
- (3) こどもの居場所に関する公開講座を開催すること。
- (4) こどもの居場所にかかわる関係者会議を開催すること。
- (5) 開催場所の調整に関すること（市有の公共施設に限る。）。
- (6) どこでもこどもカフェの周知に関すること。
- (7) その他市長が適当と認める支援。

（カフェアドバイザーの派遣）

第16条 登録団体は、前条第2号に規定するカフェアドバイザーの派遣を受けようとするときは、カフェアドバイザー派遣申請書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請に係る受付期間は、派遣希望日の2か月前から14日前までとする。

3 第1項の規定による申請があったときは、市長はその内容を審査のうえ、派遣の承認又は不承認の決定を行い、カフェアドバイザー派遣承認・不承認通知書（様式第7号）により、その結果を登録団体へ通知するものとする。

4 派遣する回数及び時間数は、1年度につき1登録団体当たり3回、計10時間を上限とする。

（実績報告）

第17条 登録団体は、どこでもこどもカフェの運営を休止若しくは廃止したとき、又は市の会計年度が終了したときは、千葉県どこでもこどもカフェ事業実績報告書（様式第8号）を市長に提出するものとする。ただし、千葉県どこでもこどもカフェ事業補助金交付要綱第9条に規定する実績報告書を提出するときは、この限りではない。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。